

令和6年第一回定例会 環境・建設委員会案件
(事前説明資料)

1 条例案 3件

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例
(六価クロム化合物及び大腸菌群数に係る排水基準の見直し外2件)

※ 本議案は、水質汚濁防止法に基づく省令等の排水基準が改正されることに伴う条例改正案ですが、省令等の告示日が遅れた場合、3月1日もしくは3月18日説明とさせていただきます。

- (2) 高压ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例
(3) 東京都自然公園条例の一部を改正する条例

【2月14日説明、3月18日質疑】

2 契約案 1件

- (1) 新海面処分場(5)Bブロック西側貯留池等整備工事

【2月14日説明、3月1日質疑】

3 報告事項 1件

- (1) 東京都気候変動適応計画の改定について

【2月14日説明、3月18日質疑】

4 請願・陳情 3件

- (1) 神宮外苑地区の再開発計画の審議に関する請願
(2) 神宮外苑における146本のイチヨウ並木などの歴史的樹木の確実な保全に関する請願
(3) 再生可能エネルギーへの早急な転換を求める意見書の提出に関する陳情

【2月14日説明、質疑】

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 の一部を改正する条例について

1 六価クロム化合物及び大腸菌群数に係る排水基準

(1) 経緯

- 六価クロム及び大腸菌群数は、昭和46年に国が水質汚濁防止法の排水基準を設定。
- 国は環境基準の見直しに伴い、六価クロムの排水基準について令和5年6月14日に中央環境審議会水環境・土壌農薬部会を開催し、また、大腸菌群数の排水基準について11月7日に同部会を開催し、提示していた見直し案が承認された。
- 水質汚濁防止法の関係政省令等の改正に伴い、同法と環境確保条例の整合性を確保する。

(2) 改正内容

① 六価クロム化合物の排水基準等の強化

	水質汚濁防止法	環境確保条例	事業場の排水基準等 適合見込み
排水基準	0.5mg/L⇒0.2mg/L	法と同様 (下記以外の工場及び指定作業場)	○
		0.05mg/L⇒0.02mg/L (水道水源水域の新設の工場) ※上乗せ基準	/
暫定排水基準	電気めっき業 3年間 0.5mg/L	法と同様	○
地下浸透基準	0.04mg/L⇒0.01mg/L	法と同様	/

② 大腸菌群数の排水基準の見直し

	水質汚濁防止法	環境確保条例	事業場の排水基準 適合見込み
排水基準	大腸菌群数 3000 個/cm ³ ⇒ 大腸菌数 800 CFU/ml	法と同様	○

※CFU：コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)

(3) 条例改正等のスケジュール

- ・令和6年1～2月 【国】改正政省令等の公布
- ・改正政省令等の公布後 【都】条例改正案の提案
- ・令和6年4月1日 【国】・【都】六価クロム化合物の改正施行
- ・令和7年4月1日 【国】・【都】大腸菌群数の改正施行

2 道路運送車両法関係

(1) 改正理由

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）の施行に伴い、規定整備を行う必要がある。

(2) 改正内容

条例第37条第2項第2号及び第3号の規定における道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の引用条文を改める。

(3) 施行日

令和6年4月1日

3 建築基準法施行令関係

(1) 改正理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和5年政令第280号）の施行に伴い、規定整備を行う必要がある。

(2) 改正内容

条例別表第7 7の部の表 備考3の規定における建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の引用条文を改める。

(3) 施行日

令和6年4月1日

高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例について

1 背景

- 高圧ガス保安法上、都が行うこととされている事務については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（以下「手数料標準令」という。）に定められた額をもとに、都で高圧ガス保安法関係手数料条例（平成12年東京都条例第79号）を定め、手数料を徴収している。
- 液化石油ガスのバルクローリー（運搬車）について、工業用は高圧ガス保安法、民生用は液化石油ガス法※に基づく許可手続きが必要であり、双方の事業を実施する場合は、2つの法令の許可と手数料が必要となっている。※液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）
- 令和5年12月、国は地方分権提案のあった許認可等の一本化における内容のうち、事業者の負担軽減の観点から、液化石油ガス法の許可を受けたバルクローリーについては、高圧ガス保安法の製造許可審査手数料を低減することとなり、手数料標準令が改正された。

2 条例改正

手数料標準令の一部改正に伴う高圧ガス保安法関係手数料条例の改正

3 改正内容

高圧ガス製造許可申請手数料の項目に、液化石油ガス法に基づく許可を受けた者の申請手数料（六千円）を追記する（別紙）。

4 今後のスケジュール（予定）

令和6年第一回定例会 条例改正案提出

令和6年4月1日 【国】改正政令施行、【都】改正条例施行

5 手数料改定の影響

許可件数の多い処理容量2.5万 m^3 以上、10万 m^3 未満の場合は、1.5万円の減額

なお、過去5か年における当該審査案件は1件

改正の概要

○高圧ガス保安法関係手数料条例（平成12年条例第79号）

別表（抜粋）

名 称	額（改正前）	額（改正後）
高圧ガス製造許可申請手数料	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 （略）</p> <p>2 法第五条第一項第一号に該当する者であって移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。二の項及び十六の項において同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの</p> <p>次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>（以下 略）</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 （現行のとおり）</p> <p>2 法第五条第一項第一号に該当する者であって移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下この項、二の項及び十六の項において同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの</p> <p>次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該移動式製造設備について<u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十七条の四第一項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、六千円</u>）</p> <p>（以下 略）</p>

東京都自然公園条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

東京都立大島公園海のふるさと村セントラルロッジの大規模改修に伴い、施設の安全性や利用者の快適性の向上、バリアフリー化により利用環境が大きく改善されることから、昭和 61 年の施設開設時に定めた使用料の上限額を改定する。

2 改正概要

セントラルロッジ使用料上限額（1 人 1 泊当たり）

種別	現行	改正後
一般	2,000 円	4,500 円
小学生及び中学生	1,600 円	3,600 円
学齢に達しない者※	800 円	1,800 円

※ベッドを使用する場合

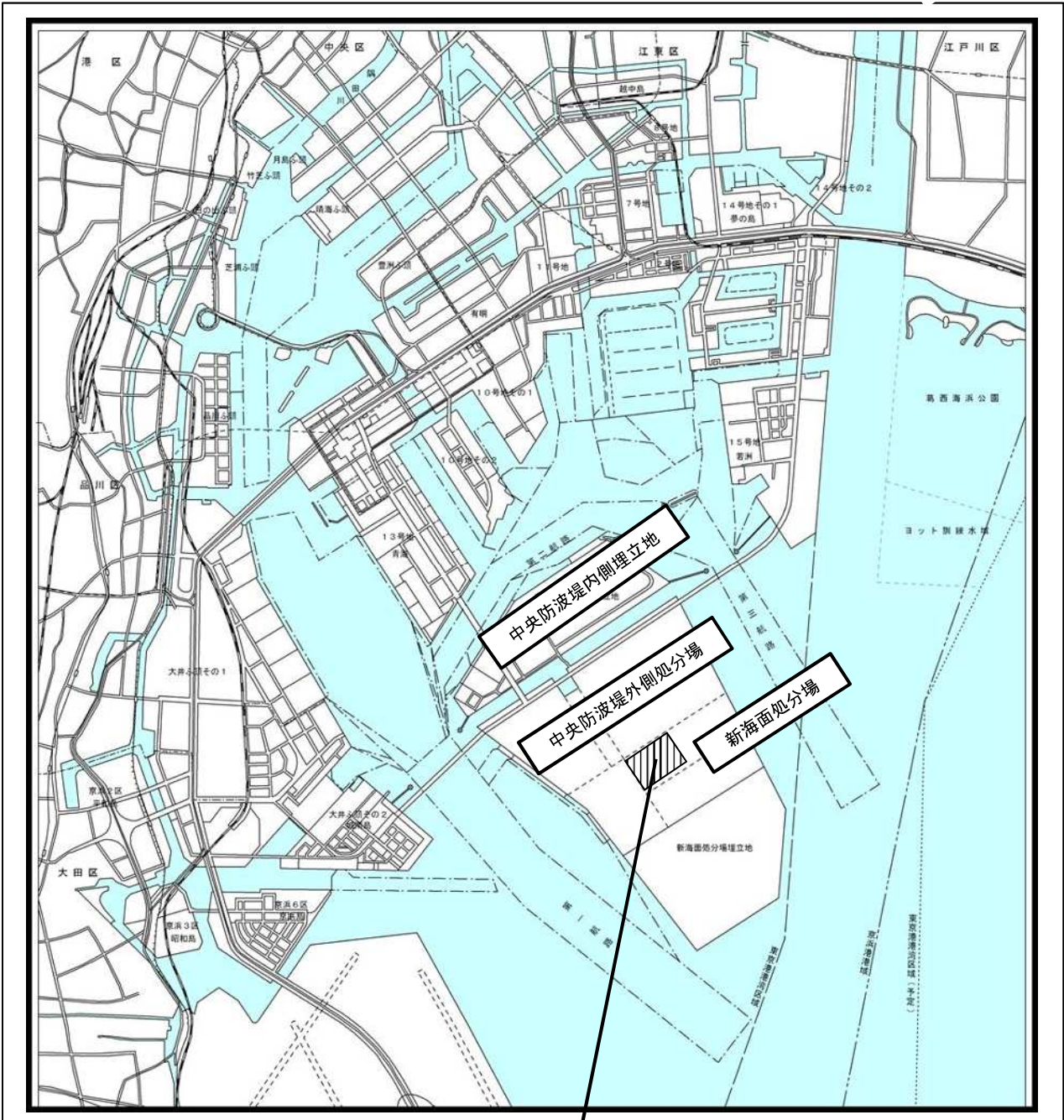
3 施行日

令和 6 年 4 月 1 日

件名	新海面処分場(5)Bブロック西側貯留池等整備工事
工事場所	東京都江東区青海三丁目地先
契約の相手方	若築・京浜港湾建設共同企業体
契約金額	1,090,100,000円(内消費税99,100,000円)
工期	契約確定の日の翌日から令和7年12月26日まで
契約方法	一般競争入札
工事概要	<ul style="list-style-type: none"> ①地盤改良工 一式 ②貯留池築造 一式 ③ポンプ井築造 2箇所 ④遮水工 一式 ⑤底面コンクリート工 一式
提案理由	廃棄物埋立処分場において、新海面処分場(5)Bブロック西側貯留池等整備工事を施行する必要があるため。

件名 新海面処分場(5)Bブロック西側貯留池等整備工事

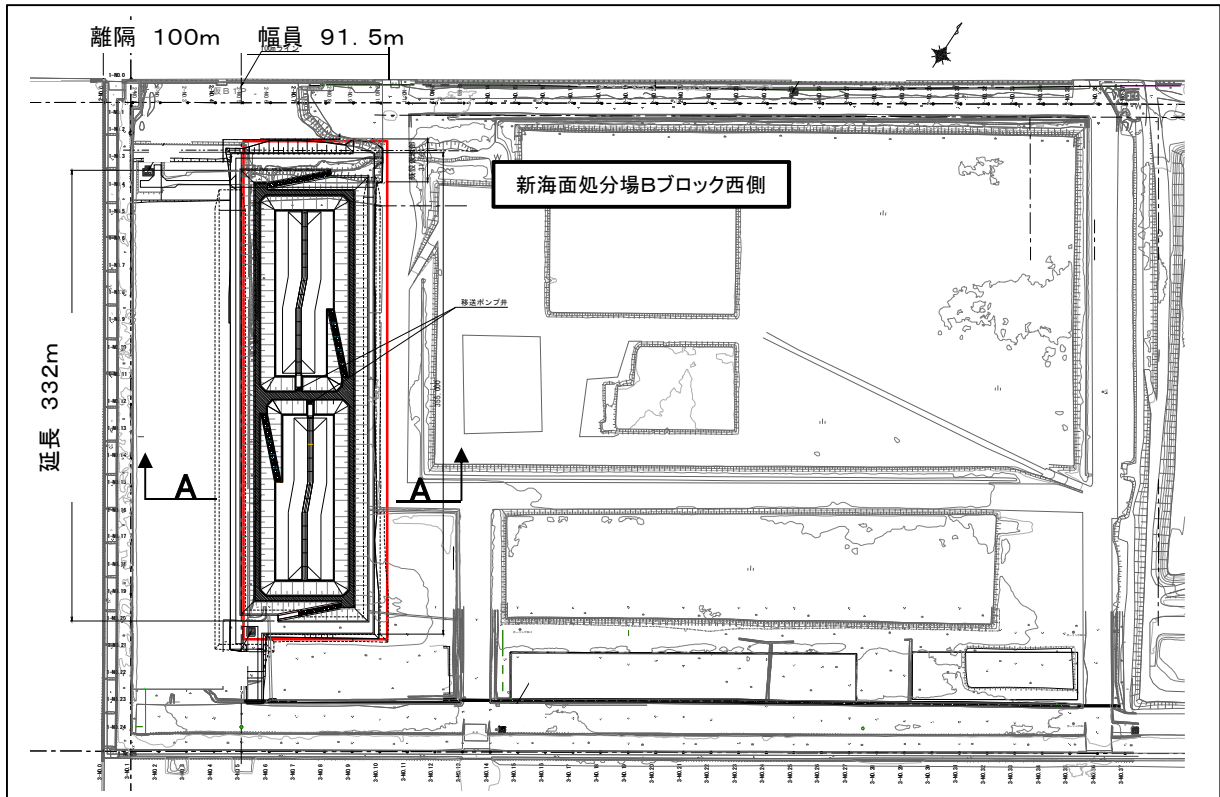
案内図



工事場所(新海面処分場)
東京都江東区青海三丁目地先

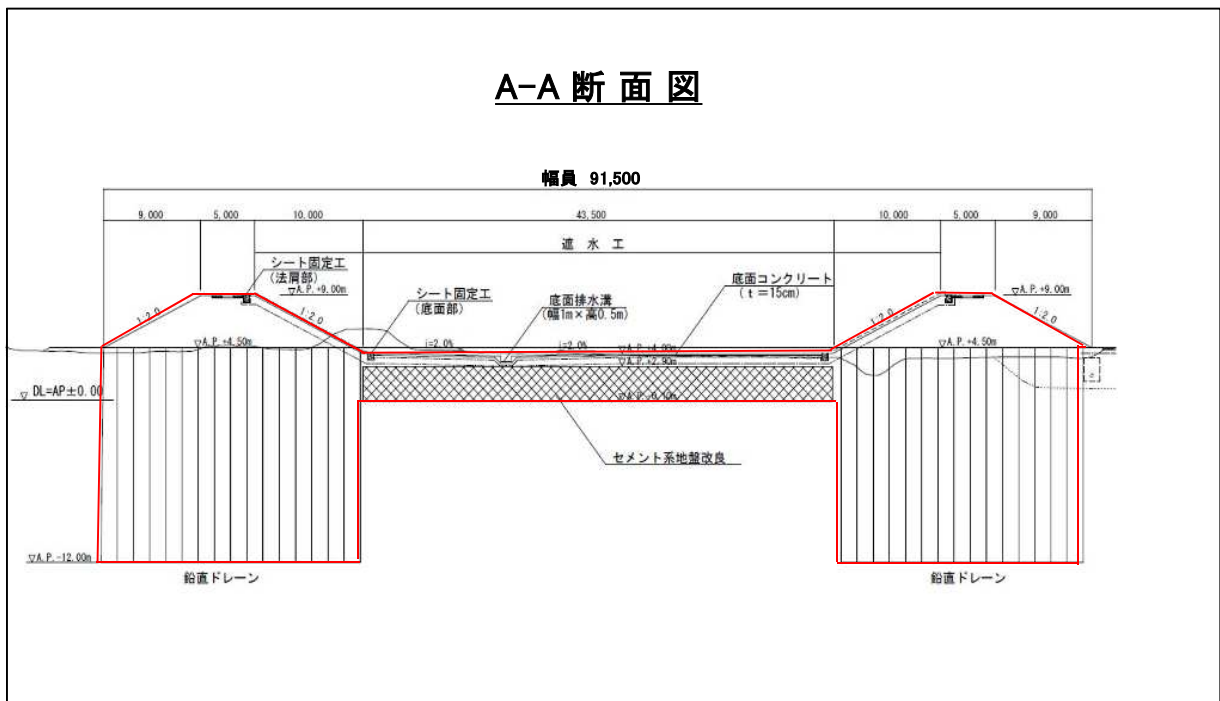
件名 新海面処分場(5)Bブロック西側貯留池等整備工事

平面図



標準断面図

A-A 断面図



東京都気候変動適応計画（改定案）について

1 背景等

- 現行計画（「東京都気候変動適応計画」）を令和3年3月に策定
- 現行計画策定後も、台風や集中豪雨などによる自然災害が頻発し、全国的に記録的な暑さに見舞われる等、今後も様々な影響が長期にわたり拡大することが懸念
- こうした中、都は、地下調節池整備の更なる推進などを盛り込んだ「TOKYO 強靱化プロジェクト upgrade I」の公表や、生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた「東京都生物多様性地域戦略」を改定
- また、気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、改正気候変動適応法が成立



上記を踏まえ、「東京都気候変動適応計画」を改定

2 主な改定のポイント

気候変動の影響による被害に対し、自然災害、健康、自然環境など幅広い分野で、DXの視点も取り入れながら、回避・軽減策を強化・拡充

（1）自然災害

河川の洪水を防ぐ調節池を連結し海までつなぐ地下河川化の事業化に向けた取組の推進や、防潮堤嵩上げの段階的实施など、激甚化する豪雨等を踏まえた風水害対策を強化

（2）健康

東京都熱中症対策ポータルサイトによる情報発信や、区市町村によるクーリングシェルの整備支援など、気温上昇等を踏まえた熱中症対策を強化

（3）自然環境

雨水浸透による防災減災やヒートアイランド現象の緩和等、自然を活用して社会課題を解決する取組（Nature-based Solutions: NbS）の普及促進など、生物多様性保全や自然環境が持つ機能の活用・回復に関する取組を強化

3 実施体制

全庁的な推進体制のもと、PDCAサイクルによる進行管理を徹底し、各局と連携して適応策を強力に推進

4 スケジュール

令和6年1月26日	東京都気候変動適応計画（改定案）公表
1月26日～2月25日	パブリックコメント実施
3月下旬	東京都気候変動適応計画改定・公表

		整理番号	1
請願番号	5第 18号		
件名	神宮外苑地区の再開発計画の審議に関する請願		
受理年月日	令和5年 10月 4日	付託年月日	令和5年 12月 13日
請願者	目黒区 神宮外苑の森を守る会 代表 楠本 淳子		
紹介議員	上田 令子 議員 漢人あきこ 議員 桐山ひとみ 議員 岩永やす代 議員 須山たかし 議員 原田あきら 議員 原 純子 議員 曾根はじめ 議員 尾崎あや子 議員 大山とも子 議員 里吉 ゆみ 議員		
要旨	<p>都において、神宮外苑地区の再開発計画（以下「再開発計画」という。）に関して、次のことを実現していただきたい。</p> <p>1 事業者に対して、令和5年9月12日に都が要請した樹木の保全に関する具体的な見直し案（以下「見直し案」という。）の提出に当たって、イチョウ並木を含む神宮外苑地区の全ての樹木の根系、水系、土壌及び樹木の総合的な健康状態を、事前に日本エコモス国内委員会（以下「日本エコモス」という。）と共同で調査し、調査結果を東京都環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）に報告するよう求めること。</p> <p>2 審議会に対して、次のことを求めること。</p> <p>（1）願意1の調査結果に基づき、再開発計画が自然生態系に及ぼす影響について、入念に審議すること。</p> <p>（2）事業者から提出された見直し案を承認する前に、丁寧に調査・審議を行うとともに、審議会に日本エコモスの代表を参考人として招致すること。</p> <p>3 都議会において、事業者から提出された見直し案を承認する前に、環境・建設委員会で審査・議論をする機会を設け、日本エコモスの代表を参考人として招致すること。</p>		
現在の状況	<p>1 本件環境影響評価については、令和4年8月18日の審議会（総会）でまとめられた答申において、「既存樹木の健全度や移植の可能性に関する詳細調査結果をデータと合わせて説明すること。」が指摘されたことを踏まえ、詳細な毎木調査の結果や土壌・地下水等の調査結果を盛り込んだ環境影響評価書素案が事業者から提出された。令和4年12月26日の審議会（総会）では、答申で指摘された内容がどのように評価書素案に盛り込まれて</p>		

いるかの確認が行われた。

- 2 その後、環境影響評価書が都に提出され、令和5年1月20日に環境影響評価書の公示を行った。これまで条例に則り厳正に手続きを行っており、評価書の公示・縦覧により事業段階環境影響評価手続が終了し、条例に定める対象事業の実施の制限が解除されている。
- 3 現在は事後調査手続が進められており、事後調査計画書では、工事の施行中及び完了後の一定期間にわたり、既存樹木や4列いちょう並木の活力度調査など継続的なモニタリングを実施し、状況に応じた保育管理を行うことで、将来にわたり健全に育成していくとしている。
- 4 環境影響評価書に関する外部からの指摘に対し、事業者は、令和5年4月27日と5月18日の審議会（総会）において、一つ一つ回答を説明し、審議会では、審議会委員が専門的な立場から確認を行った結果、「評価書に虚偽や誤りはなく、予測評価の結果に影響を与えるものはないと判断する。」との結論となった。
- 5 都は、令和5年9月12日、事業者に対し「神宮外苑地区のまちづくりにおける樹木の保全について」の要請を行った。本要請では、環境影響評価書で事業者から示された既存樹木の保全等の検討結果は未だ示されていない状況にあることから、新ラグビー場敷地の既存樹木の伐採に着手する前までに、環境影響評価書で示された検討を行った結果として樹木の保全に関する具体的な見直し案を示すことなどを要請したものである。
- 6 令和5年9月29日、事業者から要請書に対する報告が都に提出され、事業者は、新ラグビー場敷地の既存樹木の伐採に着手する前までに、環境影響評価書で示した検討を行った結果としての樹木の保全に関する具体的な見直し案を示し、見直し案を含め環境影響評価審議会に変更届として報告するとしている。

件名	神宮外苑地区の再開発計画の審議に関する請願		
番号 付託委員会	5第 18号 環境・建設委員会付託		
受理年月日	令和 5年10月 4日	郵便番号	152-0022
住所・氏名	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> 神宮外苑の森を守る会 代表 楠本 淳子		
紹介議員	別 記		
<p>(願 意)</p> <p>都において、神宮外苑地区の再開発計画（以下「再開発計画」という。）に関して、次のことを実現していただきたい。</p> <p>1 事業者に対して、令和5年9月12日に都が要請した樹木の保全に関する具体的な見直し案（以下「見直し案」という。）の提出に当たって、イチヨウ並木を含む神宮外苑地区の全ての樹木の根系、水系、土壌及び樹木の総合的な健康状態を、事前に日本イコモス国内委員会（以下「日本イコモス」という。）と共同で調査し、調査結果を東京都環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）に報告するよう求めること。</p> <p>2 審議会に対して、次のことを求めること。</p> <p>(1) 願意1の調査結果に基づき、再開発計画が自然生態系に及ぼす影響について、入念に審議すること。</p> <p>(2) 事業者から提出された見直し案を承認する前に、丁寧に調査・審議を行うとともに、審議会に日本イコモスの代表を参考人として招致すること。</p> <p>3 都議会において、事業者から提出された見直し案を承認する前に、環境・建設委員会で審査・議論をする機会を設け、日本イコモスの代表を参考人として招致すること。</p> <p>(理 由)</p> <p>再開発計画については、令和5年3月の坂本龍一氏から小池都知事への手紙に始まり、村上春樹氏の反意の表明、ユネスコの諮問機関であるイコモスのヘリテージ・アラート、サザンオールスターズの「Re lay～杜の詩」も大きな話題となるなど、東京都のみならず、日本全国、世界からも注目を集めている。</p> <p>令和5年9月12日、都は事業者に対し、既存樹木の伐採に着手する前に、見直し案</p>			

を提示するよう要請した。同年9月29日、この要請を受けた事業者は、伐採する樹木の削減も含めた計画の変更届を審議会に提出した上で、令和6年1月以降に審議会で説明すると明らかにした。

過去に行われた事業者の調査は不十分であり、事業者の樹木保護に対する意識も極めて低いことから、樹木の健康、特に樹木が移植に耐えられるかということや見直し案の是非について、彼らの判断のみに委ねるのは、多大な不安が残る。神宮外苑の自然環境の重要性から見ても、専門家を交えた審議は必須である。

再開発計画の見直しを求めて活動している各団体の署名総数は、令和5年10月1日現在で31万9,949筆（手書きによる署名は含まない。）に達しており、再開発計画に対する市民の反意と事業者への不信感は顕著である。市民の不安を払拭し、同意を得るためにも、見直し案は慎重かつ公正に幅広い視点から審議されるべきである。

神宮外苑を愛する多くの市民は、再開発計画の是非はもちろん、都及び事業者の対応、特に樹木の取扱いに不信感を抱き、樹木の健康状態を危惧しており、これらを払拭するために、見直し案の審議における透明性、公正性が強く求められる。よって、見直し案の作成に当たり、再開発計画によって経済的利益を享受しない日本イコモスを第三者機関として調査に参加させ、共同で樹木の健康調査を事前に実施すべきである。その調査結果に基づき、審議会において、再開発計画が自然生態系に及ぼす影響を見極め、見直し案が妥当であるか、再度、入念かつ公正に審議すべきである。

また、地方自治法第115条の2第2項では、地方公共団体の議会は、会議において、当該地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができると定めている。事業者が提出した環境影響評価書には不信感を抱かせる事項が散見され、それに対する明確な説明もされていないため、見直し案の審査に当たっては、日本イコモスの代表を参考人として招致した上で、環境・建設委員会及び審議会において、専門的見地からも公正に審査すべきである。

令和5年9月7日、イコモスと日本イコモスは、ヘリテージ・アラートにおいて、再開発計画は文化遺産の不可逆的破壊であるとし、高層ビルの建築が市民の公園利用の権利を永遠に奪うものであることから、再開発計画に関する都市計画決定を見直し、環境アセスメントの再審を行うことを都に要請した。都の倫理観が世界的に問われている。

都によって承認された再開発計画ではあるが、市民の十分な理解と同意がまだ得られていない。民意は、民主主義国家の政治において重要な指針である。小池都知事は、グリーン・リカバリーに基づくサステナブル・リカバリーの推進を高らかに掲げている。市民が愛する森を民意に反して破壊する前に、サステナブル・リカバリーの意に沿い、樹木をいかに保護・保存すべきか議論すべきであり、再開発計画の審議継続は必須である。

別 記

受 理 番 号	紹	介	議 員
5第 18号	上田 令子君 岩永やす代君 原 純子君 大山とも子君	漢人あきこ君 須山たかし君 曾根はじめ君 里吉 ゆみ君	桐山ひとみ君 原田あきら君 尾崎あや子君

整理番号	2
------	---

請願番号	5第 51号		
件名	神宮外苑における146本のイチョウ並木などの歴史的樹木の確実な保全に関する請願		
受理年月日	令和5年 12月11日	付託年月日	令和5年 12月20日
請願者	渋谷区 角井典子		
紹介議員	尾崎あや子議員 とくとめ道信議員 大山とも子議員 あぜ上三和子議員 原田あきら議員 曾根はじめ議員 原 純子議員 もり 愛議員 漢人あきこ議員	アオヤギ有希子議員 池川 友一議員 和泉なおみ議員 米倉 春奈議員 福手ゆう子議員 原 のり子議員 須山たかし議員 田の上いくこ議員 岩永やす代議員	とや英津子議員 里吉 ゆみ議員 白石たみお議員 斉藤まりこ議員 清水とし子議員 藤田りょうこ議員 米川大二郎議員 桐山ひとみ議員 上田 令子議員
要旨	<p>都において、神宮外苑地区の再開発事業について、次のことを実現していただきたい。</p> <p>1 146本のイチョウ並木などの歴史的樹木の保全措置を確実に担保するため、事業者が実効性のある保全策を講ずるよう、継続的に関与すること。</p> <p>2 東京都環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）に対して、事後調査手続においても、事業者からの事後調査と変更届の報告について、厳重に調査・検証した上で審議するよう求めること。</p>		
現在の状況	<p>1 令和4年8月に出された本件環境影響評価書案に関する審議会答申では、着工後における環境保全措置の徹底を図るとともに、継続して対策を講じていくことが重要であり、審議会としても、今後の事業者の環境保全措置に継続的に関与することで寄与していくとしている。</p> <p>2 また、環境影響評価書の作成にあたって配慮すべき事項として、既存樹木の移植について、移植時期、方法、植栽基盤確保の考え方、仮移植期間における養生計画、養生期間中のモニタリング結果を反映した本移植計画等、移植の確実性を高めるための措置を、計画の深度化に応じ、具体的に示すことや、保全するいちょう並木については、野球場棟の実施設計前に専門家によるいちょう並木の根系調査を行うとともに、調査結果を踏まえ、</p>		

建築計画及び施工計画における環境保全のための措置を具体的に示し、確実に実施すること、また、工事の施行中及び完了後の一定期間にわたり、いちよう並木のモニタリングを実施し、状況に応じた環境保全のための措置を継続することで、将来にわたりいちよう並木を健全に育成することなどを指摘している。

3 これを踏まえ、令和5年1月提出の環境影響評価書では、移植計画や保全するいちよう並木の根系調査等について、事後調査報告書において報告するとしており、今後、事業者から報告書が提出された際は、評価書で示された環境保全措置が確実に講じられているかについて、審議会で専門的立場から確認していくこととなる。

4 令和5年7月の審議会では、いちよう並木の根系調査等に関する報告があり、事業者は、今後も継続する根系調査の結果や樹木医の見解を踏まえ、野球場棟のセットバックなど、いちよう並木を確実に保全するため、必要な施設計画の見直しに取り組むと説明している。

件名	神宮外苑における146本のイチヨウ並木などの歴史的樹木の確実な保全に関する請願		
番号 付託委員会	5第 51号	環境・建設委員会付託	
受理年月日	令和 5年12月11日	郵便番号	151-0051
住所・氏名	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <p style="text-align: center;">角井典子</p>		
紹介議員	別記		

(願 意)

都において、神宮外苑地区の再開発事業について、次のことを実現していただきたい。

- 1 146本のイチヨウ並木などの歴史的樹木の保全措置を確実に担保するため、事業者が実効性のある保全策を講ずるよう、継続的に関与すること。
- 2 東京都環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）に対して、事後調査手続においても、事業者からの事後調査と変更届の報告について、厳重に調査・検証した上で審議するよう求めること。

(理 由)

令和5年9月12日、都は事業者に対し、神宮外苑地区のまちづくりにおける樹木の保全について要請を行った。この要請は、同年1月20日付けで公示された環境影響評価書において、新ラグビー場の工事着手後、改めて既存樹木について設計、施工の両面からの工夫により、保存又は移植を検討するとしていたことに基づくものである。また、新ラグビー場の整備に伴う区域だけではなく、その他の区域についても、更なる樹木の保全策を検討し、示すよう要請している。

令和4年11月28日には、都議会環境・建設委員会において、「神宮外苑のいちよう並木の確実な保全に関する陳情」が全会派一致で趣旨採択された。その後、事業の施行が認可され、工事が始まっているが、予定される建築物がイチヨウ並木に与える影響への懸念はいまだ払拭されていない。

審議会において、146本のイチヨウ並木などの歴史的樹木について、改めて確実な保全措置を講ずることが必要である。

都及び事業者は、イチヨウ並木と言えば「4列のイチヨウ並木」としている。しかし、

神宮外苑のイチョウ並木とは、創建時に植樹された、聖徳記念絵画館に臨む4列128本及び現在のラグビー場東門前の18本を合わせた146本のイチョウのことである。これらは同じ実生から育てられた兄弟木であり、世にもまれな幸福な樹木であるとして、明治神宮外苑自らその価値をたたえている。

環境影響評価書では、18本のイチョウ並木については移植検討としているが、令和2年の公園まちづくり制度の提案資料においては、根鉢の確保が難しいことなどから移植困難であるとして伐採予定の判断が下されている。移植による保全の検討においては、移植時期、移植先の詳細や土壌改善及び仮移植期間における養生計画等、移植の確実性を高めるための措置を具体的に示すべきである。また、移植が予定されている建国記念文庫の森のヒトツバタゴなども、希少種として保護されてきた歴史的樹木であり、同様に明確な保全措置を示すべきである。

現在、審議会において、再開発事業は事後調査のプロセスにある。令和4年8月18日の審議会第5回総会では、環境影響評価書公示後の事後調査手続の段階においても審議会を開き、事業者からの事後調査と変更届の報告及び提出資料について審議することや、その際、外部有識者の意見を聴くことが確認されている。また、東京都環境影響評価条例では、対象事業が環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、環境の保全について必要な措置を講ずることと定められている。

都は、都の要請及び審議会での議論を踏まえ、事業者が嚴重に調査・検証した上で、専門家の意見も取り入れながら、実効性のある具体的な保全策を講ずるよう、継続的に関与していくべきである。

別 記

受 理 番 号	紹	介	議	員
5 第 5 1 号	尾崎あや子君	アオヤギ有希子君		とや英津子君
	とくとめ道信君	池川 友一君		里吉 ゆみ君
	大山とも子君	和泉なおみ君		白石たみお君
	あぜ上三和子君	米倉 春奈君		斉藤まりこ君
	原田あきら君	福手ゆう子君		清水とし子君
	曾根はじめ君	原 のり子君		藤田りょうこ君
	原 純子君	須山たかし君		米川大二郎君
	もり 愛君	田の上いくこ君		桐山ひとみ君
	漢人あきこ君	岩永やす代君		上田 令子君

整理番号	3
------	---

陳情番号	5第 94号の2		
件名	再生可能エネルギーへの早急な転換を求める意見書の提出に関する陳情		
受理年月日	令和5年12月12日	付託年月日	令和5年12月20日
陳情者	世田谷区 生活クラブ生活協同組合・東京 理事長 加瀬 和美 外433人		
要旨	<p>都議会において、気候危機への対策と持続可能な社会の構築に向けて、再生可能エネルギーへの転換を加速させるため、次のことを求める意見書を国に提出していただきたい。</p> <p>3 発電と送配電の所有権分離及び再生可能エネルギーの優先接続・優先給電に係る政策を推進すること。</p>		
現在の状況	<p>1 国においては、1995年以降、数回にわたり制度改革が行われ、発電部門は原則参入自由となり、競争原理が導入された。小売部門についても段階的な自由化が実施され、2016年4月、全面自由化が実現した。</p> <p>2 一方で、送配電部門については、2015年6月に電気事業法が改正され、送配電部門の中立性を一層確保する観点から、2020年4月以降法的分離による発送電分離が導入されているが、発電した電気を各地に届ける送配電部門の多くは、発電部門を持つ電力大手の子会社となっている。</p> <p>3 こうした中、2022年12月以降に発覚した電力会社の不正閲覧・情報漏洩問題を踏まえ、2023年3月の内閣府再エネタスクフォースにおいて、電力会社の送配電部門の所有権分離等について提言が発出され、また、同年5月には、消費者担当大臣から経済産業大臣あて発出された「電力市場における競争環境整備に向けた諸課題について（意見）」の中で、電力会社の送配電部門の所有権分離等に言及がなされた。</p> <p>4 これらを踏まえ、政府は、6月16日、大手電力と送配電事業を担う子会社の資本関係を解消する「所有権分離」を検討することを盛り込んだ規制改革の実施計画を閣議決定した。これを受けて、国は電力・ガス基本政策小委員会において検討に着手しており、今後も引き続き電力システム改革に係る検証をしていく中で包括的に検討を進めていくこととしている。</p> <p>5 また、再生可能エネルギーの優先接続・優先給電について、国は系統制約を解消するべく、既存の系統を最大限活用する取組である「日本版コネクタ&マネージ」の具体化を進めるとともに、新たな系統利用ルールとし</p>		

	<p>て、メリットオーダーを目指した新たな仕組みの検討・議論を進めている。</p> <p>6 優先接続については、2023年4月までに基幹系統及びローカル系統におけるノンファーム接続が導入されており、配電系統におけるノンファーム接続については、基幹・ローカル系統におけるノンファーム接続の効果を踏まえて検討することとしている。</p> <p>7 優先給電については、送電線の混雑解消が必要な際の基幹系統における出力制御順について見直しが行われ、2023年12月に再給電方式（一定の順序）が導入された。国は全電源を対象としたメリットオーダーによる送電線の利用ルール見直しについて継続して検討を進めている。</p> <p>8 なお、都は、再生可能エネルギーの優先接続・優先給電に関わる国による取組の一層の推進について、従前から国提案を通じて継続的に国への要望を行っている。</p>
--	--

件名	再生可能エネルギーへの早急な転換を求める意見書の提出に関する陳情		
番号 付託委員会	5第 94号の1 経済・港湾委員会付託 の2 環境・建設委員会付託		
受理年月日	令和 5年12月12日	郵便番号	156-0051
住所・氏名	<div style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</div> 生活クラブ生活協同組合・東京 理事長 加瀬 和美 外433人		
(願 意)	<p>都議会において、気候危機への対策と持続可能な社会の構築に向けて、再生可能エネルギーへの転換を加速させるため、次のことを求める意見書を国に提出していただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 脱炭素政策の柱として、脱石炭火力を早急に実現すること。 2 第6次エネルギー基本計画を早急に改正し、原発への依存度を低減させ、2035年における再生可能エネルギーの電源構成の目標を80%以上にする。 <ul style="list-style-type: none"> —以上 経済・港湾委員会— 3 発電と送配電の所有権分離及び再生可能エネルギーの優先接続・優先給電に係る政策を推進すること。 <ul style="list-style-type: none"> —以上 環境・建設委員会— 		
(理 由)	<p>近年、日本各地で酷暑や集中豪雨など、気候危機による災害が激甚化しており、危機的な状況に陥っている。これは世界的な状況であり、今、人類が存続できるかどうかの分岐点に立たされている。この状況を打開するため、2015年のパリ協定において、世界的な平均気温の上昇を、産業革命以前に比べて1.5度に抑えることが努力目標として定められた。</p> <p>2023年3月に公表されたIPCC第6次評価報告書（統合報告書）では、この目標を達成するために、2035年までに世界全体で温室効果ガスを60%削減すること、二酸化炭素については65%削減することが必要であるとして、更なる削減を求めている。先進諸国は、2035年までに電力部門の再生可能エネルギーの導入目標を70%から80%とし、再生可能エネルギーへの転換を加速させている。</p> <p>一方、日本政府は2023年5月に、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（GX脱炭素電源法）を可決し、東京電力</p>		

福島第一原子力発電所の事故以来、原発への依存度を低減するとしてきた方針を撤回し、原発推進にかじを切った。この法律では、原子力発電を脱炭素のための電源と位置付けているが、CO₂の削減には役立たない。事故の終息もいまだ見えず、巨大なリスクを抱えるという観点から、原発は可能な限り即時停止すべきである。

また、大手電力会社によるカルテル、新電力の顧客情報の漏えい・不正閲覧、経済産業省の再生可能エネルギー業務管理システムの不正閲覧など、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）や電気事業法に違反する行為が相次いで発覚した。再生可能エネルギーへの転換を本格的に進めるためには、公正な競争環境の整備と、その手段としての発電・送配電の所有権分離が不可欠である。

食とエネルギーの自給は、「市民の命を守る」安全保障の観点からも大変重要であり、日本で自給できるエネルギーは再生可能エネルギーしかない。私たちは、省エネ・創エネ（風車の建設や太陽光パネルの設置、新電力の立ち上げ等）、食べ物や電気の共同購入を実践することで、そのことを強く認識してきた。

エネルギー政策の基本は、私たちの暮らしに身近な地方自治にあると考えている。都は、国の政策に先んじて、2019年にゼロエミッション東京戦略を策定し、具体的な政策を進めてきた。この取組を日本全体に広げ、再生可能エネルギーへの転換を加速させるため、願意に挙げた政策の推進を国に求めるべきである。